

JSIC 加盟店規約

デビットカード間接加盟店規約

第1条（総 則）
JSIC デビットカードサービス間接加盟店契約申込書のご契約者欄に記名捺印した法人又は個人（以下「甲」という）と、株式会社日本決済情報センター(以下「乙」という)は、**JSIC** 間接加盟店契約を締結します。また、甲と乙は、次の各条項に同意することとします。

第2条（用語の定義）

本契約における用語の定義は次の各号の通りとします。

- デビットカードサービス

日本電子決済推進機構（以下「推進機構」という）が推進する金融機関のデビットカードサービス。
- デビットカード取引契約

甲の顧客（以下「顧客」という）が、金融機関が発行する預貯金口座に係るカード（以下「カード」という）を使用することにより、売買取引債権を、顧客の預貯金口座からの即時に預貯金引落し等によって支払う旨の、甲と当該顧客との間の取引契約。
- 間接加盟店契約

推進機構の定める規約に基づき、乙が甲より甲・顧客間のデビットカード取引契約に関する売買債権の譲受け等を目的として締結する契約。

第3条（加盟店手数料等）

甲は乙に対し、本申込書記載の加盟店手数料、精算料及びその他の料金（以下「加盟店手数料等」という）を甲の契約する端末台数及び甲の指定する支払精算期日に応じて支払うものとします。ただし、別途合意された手数料(一時費用等)については、当該合意に基づき支払うものとします。尚、解約の場合は、解約手数料を甲は乙に対し支払うものとします。

第4条（実 費）

デビットカードサービス取引（売上、口座引落確認、取消）及びヘルプデスク利用に係る通信費は甲が実費を負担するものとします。

第5条（決済の方法）

第3条に基づく甲乙間の決済は、次の方法で算出した金額を、指定日毎に、甲の口座に入金または当該口座から引き落とす方法により行なうものとします。

- 乙は、甲から売買取引債権を譲受けた後、甲が指定するデビット売上代金を支払う期日毎に、売買取引債権の相当額から、加盟店手数料等を差し引いた売上代金を、甲の定める口座に入金するものとします。
- 売買取引債権の相当額が加盟店手数料等の控除に不足する場合には甲は乙が本申込書に含まれる預金口座振替依頼書に基づき不足分を甲の指定口座より振替えることに同意するものとします。

第6条（デビットカード取引契約の取扱い）

- 甲へ顧客がデビットカード取引契約の申込みをした場合、顧客の所持するカードは、顧客本人が端末機に読み取らせるものとします。
- 甲は、端末機に表示された売買取引債権の金額を顧客に確認させ、当該カードの暗証番号を顧客に入力させるものとします。
- 甲は、口座引落確認書が端末機より排出されたときは、顧客により甲に対して売買取引債権の弁済がなされたものとして取扱うものとします。

第7条（利用限度額の決定）

- 乙は、1回あたりのデビットカード取引契約による売買取引債権の最高または最低限度額を定めることができるものとします。
- 乙は同一カードによる1日あたりのデビットカード取引額累計の上限を定めることができるものとします。

第8条（取引拒絶禁止）

- 甲は、次の各号に定める事由に該当する場合を除き、正当な理由なくして顧客のデビットカード取引を拒絶してはならないものとします。
 - 顧客が暗証番号の入力を発行銀行所定の回数を超えて

- 間違えた場合。
- 顧客が明らかに偽造、変造または模造と判断されるカードを使用した場合。
- 顧客がカード名義人以外の者または不審者と判断される場合。
- 顧客が利用限度額を超える取引を行なおうとした場合。
- 顧客がデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されていないカードを使用した場合。
- その売買取引がデビットカード取引契約の対象外とされている場合。
- 顧客が預貯金の払戻しによる現金取得を目的としてデビットカード取引契約の申込みをした場合。
- 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合。

- 甲は、前項各号の場合において故意または重大な過失により取引拒絶を怠ったときは、カード名義人、発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を、カードの不正利用者等と連帯し負担するものとします。

第9条（サービス提供の中断）

- 乙は、次の各号に掲げる場合のほか、やむをえない事由がある場合には、何らの補償なくサービスの提供を中断することができるものとします。
- 乙センター設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - 電気通信事業者の都合により、通信回線の使用が不能なとき。
 - 乙がセキュリティ対策（第13条の定めによる）上、必要と判断したとき。

第10条（損害賠償の限度）

- 乙の責に帰すべき事由による乙センター設備の不具合により、甲がデビットカードサービスを全く利用できない（以下「利用不能」という）状態に陥り乙が該当利用不能状態を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合、かつ本契約に甲が乙に支払う月当りの定額基本料（以下「基本料」という）が別途定められている場合に限り、1料金月の当該基本料の30分の1に、利用不能の日数を乗じた額（円未満切捨て）を限度として甲に現実が発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、乙の責に帰すことができない事由により生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情により生じた利用不能については、乙は賠償責任を負わないものとします。
- 利用不能状態が端末設備の不具合により生じた場合には、乙は賠償責任を負わないものとします。
- 通信回線に関わる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して回線が利用不能となった場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、乙に関わる電気通信役務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度として、個々の利用者の損害賠償請求に応じるものとします。ただし、当該損害賠償の実行は、当該電気通信事業者からの支払いを待って行われるものとします。
- 乙は、予見できるか否かに拘わらず、次の各号に定める損害を含む二次的損害については一切の責を負わないものとします。
 - 利用不能の事由により甲が被った逸失利益。
 - 第三者からの甲に対してなされた損害賠償請求に基づく損害。

第11条（免責）

乙は、甲が乙のサービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル等に関し、一切責任を負わないものとします。

第12条（維持責任）

甲は、デビットカードサービスの利用に支障をきたさないよう、端末設備を正常に稼動するよう維持するものとします。
端末設備の設置および保守は甲が当該業務を提供する業者との別途契約により行なうものとします。

第13条（セキュリティ対策）

- 甲は、端末設備等を、本来の使用目的または本契約に定め

- る用途以外の目的のために使用または解析等をしてはならず、また第三者に漏洩、開示または使用等させてはならないものとします。
- 乙は協議会の指針に準じ、甲に対し端末設備およびデビットカード取引に係る不正行為もしくは不法行為を未然に防止するための対策（以下「セキュリティ対策」という）を指導するものとします。甲は乙よりセキュリティ対策の指導または協力の要請を受けたときは遅滞なくこれを実施し、乙の求めにより実施状況を報告しなければならないものとします。
- 甲は乙がセキュリティ対策上の必要から随時店舗内に立ち入り、端末設備ほか、関連設備を検査することに予め同意するものとします。

第14条（変更の届出）

甲は本申込書に記載した事項に変更が生じた場合、速やかに乙所定の書面を以って当該変更を乙に届け出るものとします。

第15条（地位譲渡禁止等）

- 甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 甲は、本契約に定めるほか、売買取引債権およびその債権譲渡に係る対価支払請求権を第三者に譲渡、質入れ等することはできないものとし、またこれらの権利を第三者に譲渡、質入れ等していないことを保証するものとします。

第16条（有効期間）

- 本契約の効力の発生は、甲により申込まれた間接加盟店契約申込書を乙が受諾することを条件とします。
- 本契約は、効力発生日より1年間有効とし、期間満了の1ヶ月前迄に甲または乙による書面による通知がなされない限り、更に1年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第17条（契約解除）

- 乙は甲が本契約の前記条項のどれかに違反した場合、もしくは次の各号に定める事由のどれかに該当する場合、本契約有効期間中であっても甲への何らかの通知、催告を要せず直ちにサービスの提供を中止し、本契約を解除することができるものとします。この場合、カード名義人、発行銀行または加盟店銀行に損害が生じた場合は甲が負担するものとします。
 - 加盟店として不適当と判断した場合。
 - 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始 会社整理開始もしくは特別精算開始の申立があり、または信用状態が著しく悪化していると判断した場合。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けている場合。
 - 推進機構所定の他の規約等に違反した場合。
 - 加盟店登録抹消の処分を受けた事がある場合。
 - その他前各号に準ずると判断した場合。
- 本条前項に基づき本契約が解除された場合、契約終了日に第3条の支払いについて未決済のものがあるときは、第5条に定める入金または引き落としがなされるまで、本契約は当該決済に関する限り存続するものとして取扱うものとします。

第18条（紛争処理）

本契約に関して紛争が生じた場合、甲および乙は誠実に協議してその解決を図るものとし、訴訟の必要が生じたときは東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

反社会的勢力との関係排除に関する誓約

JSIC デビットカードサービス間接加盟店契約申込書のご契約者欄に記名捺印した法人又は個人（以下「甲」という）は、反社会的勢力との関係遮断のため、次のとおり確認します。なお、本誓約書は、甲と株式会社日本決済情報センター(以下「乙」という)間の全ての契約（現在および将来の契約を含み、以下「各契約等」という。）に適用することに合意します。

第1条（反社会的勢力の排除）

甲（役職員、甲の代理人もしくは媒介する者、甲の主要な出資者または経営に実質的に関与するものを含む。以下同じ。）は、以下の各号に記載する者（以下総称し「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋
- 社会運動標ぼうゴロ
- 政治運動標ぼうゴロ
- 特殊知能暴力集団
- その他これらに準ずる者

- 甲は、以下の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 甲もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 甲は、甲または第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を棄損し、または乙の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第2条（再委託先に対する義務）

甲は、各契約等に基づき、業務の全部または一部を第三者に委託する場合、再委託先（当該再委託が数次にわたる場合は全ての再委託先。以下同じ。）に対し、本誓約書の定めを履行させる義務を負います。

第3条（通知）

甲は、前二条に違反する事実が判明した場合、直ちに貴社へ通知します。

第4条（各契約等の解除）

- 甲が本誓約書に違反した場合、乙は何らの通知催告を要せず、直ちに各契約等の全部または一部を解除できます。
- 甲が、各契約等に基づき、業務の全部または一部を第三者に委託する場合、再委託先が本誓約書の定めを履行しないときは、乙は、甲に対し、再委託先との契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができます。
- 乙が前項の措置を求めたにもかかわらず、甲がそれに従わなかった場合には、乙は、甲との間の契約を直ちに解除することができます。

第5条（損害賠償）

前条の規定による解除により乙に損害が生じた場合、甲がその責任を負うものとし、乙の解除により甲に損害が生じた場合でも、甲は乙に対し、当該損害について損害賠償を請求しません。

第6条（その他）

本誓約書の条項の規定が、各契約等の規定に抵触する場合には、特段の定めがない限り本誓約書の規定が優先するものとします。
*条文中の名称等は平成28年1月1日現在のものです。